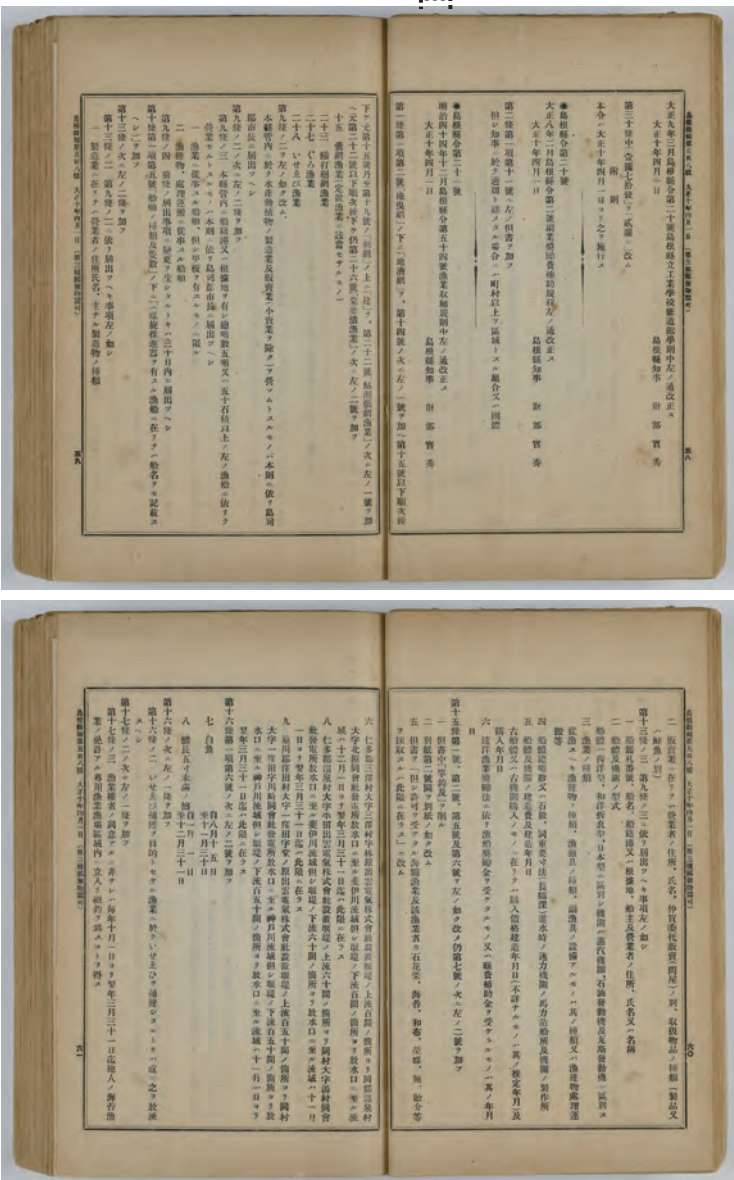


時代区分II (2)-②竹島に対する継続的な行政権の行使を示す資料(産業取締、許認可)

竹島周辺海面でアシカ漁業者に限り海藻、貝類の採取を許可する漁業規則の改正

No.25 島根県令第21号(漁業取締規則改正)

新規掲載 1921年(大正10年)4月1日



所蔵: 島根県立図書館

|       |                  |
|-------|------------------|
| 作成年月日 | 1921年(大正10年)4月1日 |
| 編著者   | 島根県知事            |
| 発行者   | 島根県              |
| 収録誌   | 島根県報第508号        |
| 言語    | 日本語              |
| 媒体種別  | 紙                |
| 公開有無  | 有                |
| 所蔵機関  | 島根県立図書館          |
| 利用方法  | 島根県立図書館で利用手続きを行う |

資料概要

1921年(大正10年)4月、島根県は1911年(明治44年)の島根県令第54号(島根県漁業取締規則)を改正し、アシカ漁業者に対して、許可海面(下図参照)において海藻、貝類の採取を行えるようにした。この資料は、それを島根県報で報じたもの。

1911年(明治44年)の島根県令第54号では、第15条で竹島とその地先における水産動植物の採捕を禁止していたが、指定区域(下図参考)内でのアシカ漁業を許可していた。この改正では、その指定区域内で、アシカ漁業者に限り、テングサ、ノリ、ワカメ、サザエ、アワビ、カラス貝等を採取することを認めた。

内容見本

明治四十四年十二月島根県令第五十四号漁業取締規則中左ノ通改正ス

大正十年四月一日 島根県知事 財部實秀 (略)

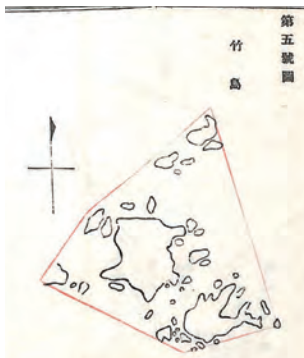
第十五條(略)

五 但書ヲ「但シ許可ヲ受ケタル海驢漁業及該漁業者カ石花菜、海苔、和布、蠔螺、鮑、貽介等ヲ採取スルハ此限ニ在ラス」ニ改ム

1911年島根県令第54号(抜粋)

第十五條 左ニ掲クル区域内ヲ禁漁区トシ水産動植物ノ採捕ヲ禁ス(略)

五、竹島(明治三十八年二月本県告示第四十号)及其ノ地先別紙第五号図朱線内ノ区域但シ海驢漁業ハ此限リニ在ラス



1921年島根県令第21号(抜粋)

但シ許可ヲ受ケタル海驢漁業及該漁業者カ石花菜、海苔、和布、蠔螺、鮑、貽介等ヲ採取スルハ此限ニ在ラス

この部分が下記のように改定された